

三重県業務委託共通仕様書一部改訂内容 (平成 20年 11月 1日適用)

ページ	章 編	条	現 行	改 訂
P33	2 用地測量共通仕様書 第4章 土地測量	第25条	(作業方法等) 第25条 土地測量の作業方法、精度その他必要な事項については、国土交通省公共測量作業規程及び同規則に係る運用基準によるほか、この共通仕様書によるものとする。	(作業方法等) 第25条 土地測量の作業方法、精度その他必要な事項については、三重県公共測量作業規程(作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)準用)によるほか、この共通仕様書によるものとする。
P67	3 用地調査等共通仕様書 第5章 建物等の調査	第44条	(機械設備) 第44条 機械設備の調査は、次の各号について行うものとする。 一 機械設備の配置状況。屋内の機械設備については、第53条、第54条及び第55条で作成した建物平面図を基に、屋外の機械設備については、第46条に準じて、それぞれ配置状況の調査を行う。 二 機械名、規格(能力、型式、概略寸法、重量等)、数量、メーカー名、基礎の形状、寸法、電動機の容量及び各機械設備間の関連性(加工工程)等 三 機械設備の装置類については、機器類及びこれらを連絡する配管類の種類、寸法、数量等 四 電気(動力)設備の配管、配線、機器(配電盤、制御盤、開閉器、コンデンサー等)の規格、容量、数量等。なお、配管については、種別、用途、経路等 五 前3号の設備にあつては、当該設備の取得年月日及び耐用年数 六 その他補償額の算定に必要なと認められる事項 七 機械設備の概要が把握できる写真の撮影。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図を作成する。	(機械設備) 第44条 機械設備の調査は、中央用地対策連絡協議会(以下「中央用対」といふ)の定める機械設備調査算定要領(以下「機械設備要領」といふ)により行うものとする。
P72	3 用地調査等共通仕様書 第5章 建物等の調査	第55条	(機械設備) 第55条 機械設備の図面及び調査書は、第44条の調査結果を基に作成するものとする。 2 図面は、次の各号により作成するものとする。 一 屋内に設置されている機械設備については第52条又は第54条で作成した建物平面図、屋外に設置されている機械設備については第50条で作成した建物の配置図を基に機械の配置を明示した図面を作成するものとし、電気(動力)設備等の配管及び配線図の図示記号は、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格の図記号を使用する。なお、規模の大きな機械設備にあつては、基礎図等を作成する。 二 機械の配置図には、生産工程に従って機械ごとに番号を付し、図面右側に機械一覧表を作成する。この場合の一覧表には、機械名、規格(型式、重量)、メーカー名、基礎の寸法等を記入する。 三 前各号の図面作成に当たって、機械設備が多数存する場合には、各図面を別葉にする。 3 調査書は、機械設備ごとに移設の可否の判断を可能とする内容を記載するものとし、移設を行うことによつて従前の機能を回復することが著しく困難であると判断したものについては、その理由を付するものとする。	(機械設備) 第55条 機械設備の図面及び調査書は、第44条の調査結果を基に中央用対の定める機械設備要領により作成するものとする。
P72	3 用地調査等共通仕様書 第5章 建物等の調査	第56条	(生産設備) 第56条 生産設備の図面及び調査書は、第45条の調査結果を基に作成するものとする。 2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要なとなる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。 3 調査書は、前条第3項に準じ作成するものとする。	(生産設備) 第56条 生産設備の図面及び調査書は、第45条の調査結果を基に作成するものとする。 2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要なとなる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。 3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

三重県業務委託共通仕様書一部改訂内容 (平成 20年 11月 1日適用)

ページ	章 編	条	現 行	改 訂
P74	3 用地調査等共通仕様書 第5章 建物等の調査	第67条	<p>(機械設備)</p> <p>第67条 機械設備の補償額の算定は、第55条で作成した資料を基に当該機械の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。</p> <p>2 機械設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、次の各号によりメーカー等から当該機械設備と同種のものの新設価格等の見積書を徴するものとする。なお、当該機械設備が現在製造されていないときは、その機能が最も近似のもの機械設備によるものとする。</p> <p>一 見積書を徴する機械設備の範囲を明確にする(特に基礎、配管関係等)。</p> <p>二 見積りは、原則として、機種単位とする。</p> <p>三 見積書は、原則として、2社から徴する。</p> <p>四 見積書は、原則として、次の項目について記載を得る。</p> <p>(1) 機械本体価格(工場又は製造所売り渡し価格)又は移設費</p> <p>(2) 梱包運搬及び据付費</p> <p>(3) 試運転その他の費用</p> <p>(4) 撤去費(発生材価格、廃材処分費を含む。)</p> <p>(5) 雑費</p> <p>(6) 諸経費</p> <p>3 前2項の実施に当たっては、中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。</p>	<p>(機械設備)</p> <p>第67条 機械設備の補償額の算定は、第55条で作成した資料を基に中央用対の定める機械設備要領により行うものとする。</p>
P75	3 用地調査等共通仕様書 第5章 建物等の調査	第68条	<p>(生産設備)</p> <p>第68条 生産設備の補償額の算定は、第56条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。</p> <p>2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条第2項に準じて処理するものとする。</p> <p>3 前項の実施に当たっては、中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。</p>	<p>(生産設備)</p> <p>第68条 生産設備の補償額の算定は、第56条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。</p> <p>2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。</p>
P656	7 三重県測量調査業務委託に係る資格者認定基準	業務種別;用地調査等	<p>(資格者認定基準)</p> <p>補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者(社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士で、かつ、(財)公共用地補償機構が行う補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修の修了者</p> <p>物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士</p> <p>その他の資格者及び実務経験者</p> <p>(略)</p>	<p>(資格者認定基準)</p> <p>補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者(社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士</p> <p>物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士</p> <p>その他の資格者及び実務経験者</p> <p>(略)</p>